

令和7年度燕市運送事業者燃料費支援金 申請要領

安定的に市内産業のサプライチェーンを維持していくため、長引く燃料価格の高騰の影響を受けた中小運送事業者に対し、支援金を交付します。

【交付額】

一般貨物自動車運送事業に係る事業用車両 1台あたり **3.5** 万円

(1事業者あたり上限 **70** 万円)

※対象車両は、**令和7年6月30日**時点において、燕市内の営業所等で使用している事業用車両（霊柩車、被けん引車を除く）です。

※1事業者あたり、1回限りの申請となります。

【受付期間】

令和7年7月4日（金）～令和7年9月30日（火）まで（当日消印有効）

燕市産業振興部商工振興課

令和7年7月

1 対象者

次の条件を全て満たす事業者が対象となります。

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること。
2. 燕市内に営業所等を有し、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（霊柩事業を除く。）を営んでいること。
3. 申請日以降も引き続き、燕市内で事業を継続する意思を有していること。
4. 過去に令和7年度燕市運送事業者燃料費支援金の交付を受けたことがないこと。
5. 政治又は宗教活動等を目的とする事業を行う者でないこと。
6. 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと(同居の親族を含む。)。
7. 市税等を滞納していないこと。

2 対象車両

令和7年6月30日時点において、燕市内の営業所等で使用している車両で、自動車検証の記載事項が下記の要件を**全て満たす車両**が対象となります。

※霊柩車、被けん引車は対象外となります。

自動車検証の記載事項	要件
登録年月日	令和7年6月30日以前
自動車の種別	普通自動車又は小型自動車（軽自動車は対象外）
用途	貨物又は特殊
自家用・事業用の別	事業用
使用者の氏名又は名称	申請者と同一
使用の本拠の位置	燕市内
有効期限の満了する日	申請時点で有効である車両

3 交付額

1 対象者が使用する 2 対象車両の要件を満たす事業用車両の台数に応じて交付します。

一般貨物自動車運送事業に係る事業用車両 **1台あたり 3.5万円**

(1 事業者あたり**上限 70万円**)

申請は、1事業所あたり1回限りです。

燕市内に営業所が複数ある場合は、いずれかの営業所がとりまとめて申請してください。

1. 令和7年度燕市運送事業者支援金交付 申請書 兼 請求書（様式第1号）

※要押印（**署名の場合は押印不要**）、法人の場合は「代表者印（丸印）」、個人の場合は（認印）

2. 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることを確認できる書類

【例】・一般貨物自動車運送事業許可証 の写し

・一般貨物自動車運送事業報告書 の1枚目（新潟運輸支局の印があるもの）
の写し等

3. 自動車検証の写し（申請車両分）

※申請する車両の**全ての台数分**が必要です。

※電子車検証の車両の場合は、「**自動車検証記録事項**」の写し

「自動車検証記録事項」を紛失した場合

「車検証閲覧アプリ」から印刷し、提出してください。「車検証閲覧アプリ」の操作方は次のWEBサイトからご確認ください。

国土交通省 電子車検証特設サイト > 車検証閲覧アプリについて

「特設サイト」<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

4. 燕市の納税証明書または燕市税の確認に係る同意書**5. 支援金の振込先口座が確認できる通帳等の写し**

※申請者と口座名義人が同一であること。

●申請書類は燕市ホームページからダウンロードできます。

トップページ【工業・商業・農業・観光】> 中小企業者等への支援制度

「燕市ホームページ」 <https://www.city.tsubame.niigata.jp/>



▲燕市ホームページ

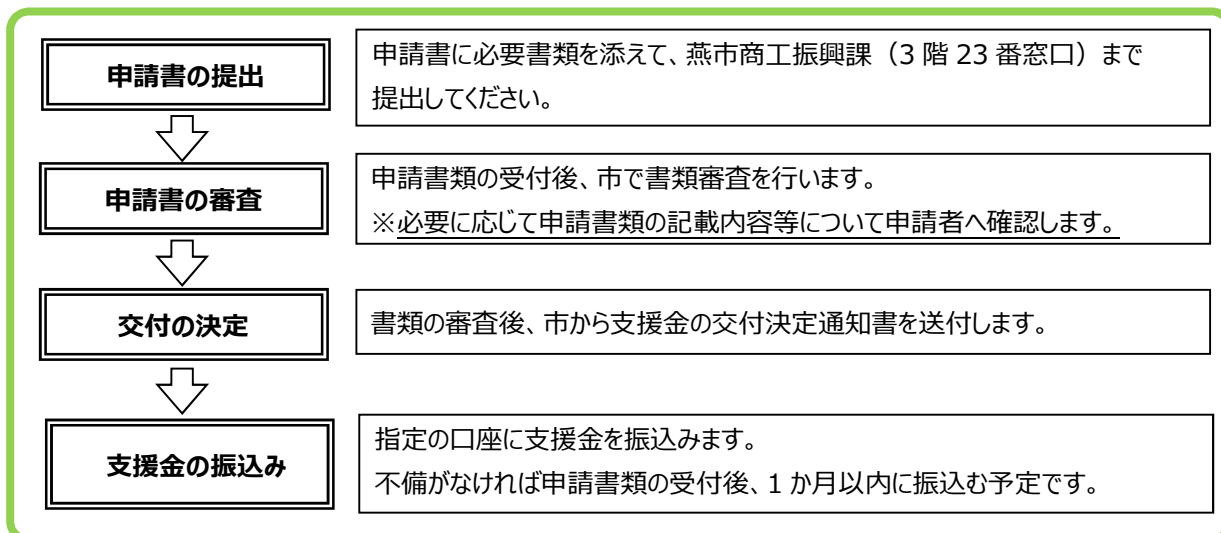
申請書類を燕市商工振興課（3階23番窓口）へ持参、郵送又は下記申請フォームにより提出してください。

申請フォーム：<https://logoform.jp/form/JYpZ/440957>



▲申請フォーム

令和7年7月4日（金）～令和7年9月30日（火）（当日消印有効）



No.	質問事項	回答
1	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者とは。	運送業では、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人事業者となります。
2	許可証等を紛失してしまったが、申請できるか。	新潟運輸支局に「証明願」を提出し、証明書の交付を受け、それを提出してください。手続きについては、新潟運輸支局にお問い合わせください。
3	燕市内に複数の営業所があるが、営業所ごとに申請してよいのか。	1事業者1申請です。いずれかの営業所が取りまとめのうえ、申請してください。
4	申請後、どのくらいの期間で支援金が振り込まれるか。	申請書類に不備がなければ、申請から1か月以内の支払いを予定しております。
5	営業所等は燕市内にあるが、本社等が燕市外の場合は、交付対象となるか。	燕市内で事業を営んでおり、市内の営業所等で事業用に使用している車両は対象となります。

6	市外にも複数の営業所等がある。車の台数としてカウントし、申請できるか。	燕市内の営業所等で事業用に使用している車両の台数を申請してください。
7	リース車は申請対象になるか。	自動車検査証の使用者欄に申請者名が記載されていれば対象になります。
8	車検更新時に、「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されたが、「電子車検証」のみの提出は認められるか。	「電子車検証」には、有効期限の満了する日や使用の本拠の位置の記載が無いため、お手数ですが「自動車検査証記録事項」のご提出をお願いしております。

9	お問い合わせ
---	---------------

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

燕市 産業振興部 商工振興課 産業支援係

〒959-0295

燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地

電話：0256 - 77 - 8231（直通） ファクス：0256 - 77 - 8306

E-Mail：shoko@city.tsubame.lg.jp